

すべての事業者に義務化決定！

消費税「インボイス制度」が導入されます！

～ 業務運営に与える影響とは？ ～

すべての事業者で
ご確認が必要です！

インボイス制度は、消費税に関する新しい制度で、令和5年10月1日からスタートすることが決まっています。

インボイス制度では、事業を営んでいる法人や個人事業者が税務署に登録申請をして、登録後に与えられた「登録番号」を請求書や領収書などに書くことになります（登録申請は令和3年10月1日から受付が始まっています！）。

そして、このインボイス制度で最も大きなポイントとなるのが、「登録できるのは課税事業者のみ」、「登録した事業者は必ず消費税の申告をしなければならない」と言うことです。

では、課税事業者ではない小規模な法人や個人事業者は、インボイス制度の開始にあたって、どうすればよいのか？

制度開始に向けて制度の内容をご理解いただき、事業者の方が円滑に準備を進められるよう、セミナーを開催致します！

このようなことはございませんか？

- インボイス制度なんて聞いたことないなあ…
- インボイスは何から準備すれば良いの？
- 登録しないとどうなるの？
- 免税事業者はどうすれば良いの？
- インボイスって決まった様式で作らないといけないの？
- 毎月引落しだから請求書をもらっていないんだけど…



セミナーにご参加いただき、いまいちどご確認ください！